

南相馬市災害等遺児支援金支給条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、国指定の災害又は交通事故により、父母又は父母の一方を失った児童を養育する者（以下「養育者」という。）に対して、遺児支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺児 市内に住所を有し、養育者と同一世帯かつ居住している者（市外に居住している者は除く。）で、交通事故（道路交通法第2条第8項に規定する車両による交通上の人身事故をいう。）又は国指定の災害（激甚災害法第2条第1項に規定する政令で指定された災害をいう。）により、父母または父母の一方と死別した児童で、18歳の誕生日後の最初の3月31日までにある者をいう。
- (2) 養育者 市内に住所を有し、養育する遺児と同一世帯かつ居住している者（市外に居住している者は除く。）をいう。

（支給を受ける者の要件）

第3条 支援金は、毎年度1月1日現在で養育者であるものに対して支給する。

2 1月2日から3月31日までの間に養育者となった場合は、当該年度分の支援金を支給する。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、遺児1人につき、次に掲げるとおりとする。

区分	支給額
0歳～6歳（未就学児）	年額 200,000円
7歳～15歳（小・中学生）	年額 300,000円
16歳～18歳（学生等）	年額 400,000円

備考：年齢は、支給日の属する年の3月31日における満年齢とする。

（給付申請）

第5条 支援金の支給を受けようとするときは、申請書に支給要件の事実を証する書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（給付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、支援金の支給を決定するものとする。

(支給の返還)

第7条 市長は、支援金の支給を受けた者が偽りその他不正があったと認めるときは、支援金の交付の決定を取消し、支給した金額の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(南相馬市交通遺児激励金支給条例の廃止)

2 南相馬市交通遺児激励金支給条例(平成18年南相馬市条例条例第107号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の南相馬市交通遺児激励金支給条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 前項の場合において、第4条に規定する支援金の額は、令和3年度支給分から適用する。